



# 市民と行政の協働で 元気なまちづくり

～ (仮称) 自治基本条例の策定に向けて ～

1

政策企画室

## 2

## 人口減少社会を生き抜く

2060年（約43年後）

▶ 世界の人口

73億人 ⇒⇒⇒102億人（140%）

▶ 日本の人口

1億27百万人 ⇒⇒⇒8千7百万人（68%）

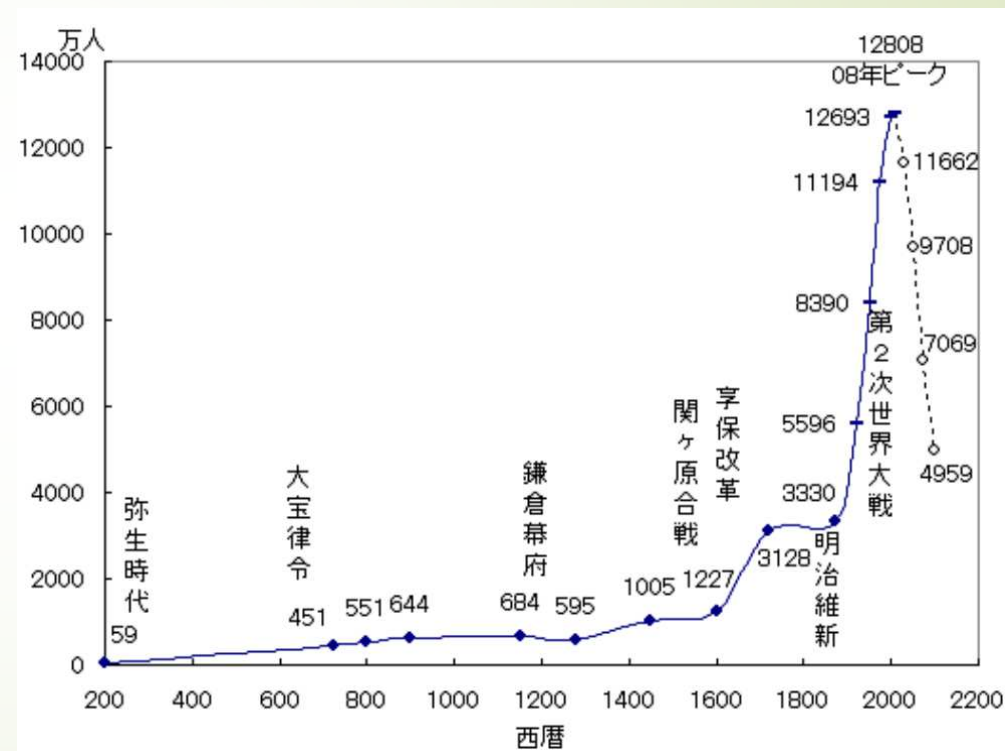
▶ 橋本市の人口

6万4千人 ⇒⇒⇒3万4千人（53%）

※ 減少数の平均約700人/年

右肩下がり時代における生き方とは・・・

分散型から集中型へ、人から物へ、など様々



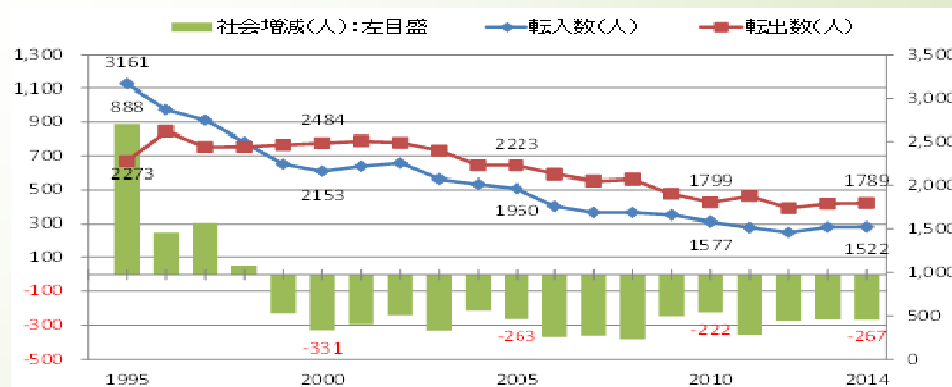
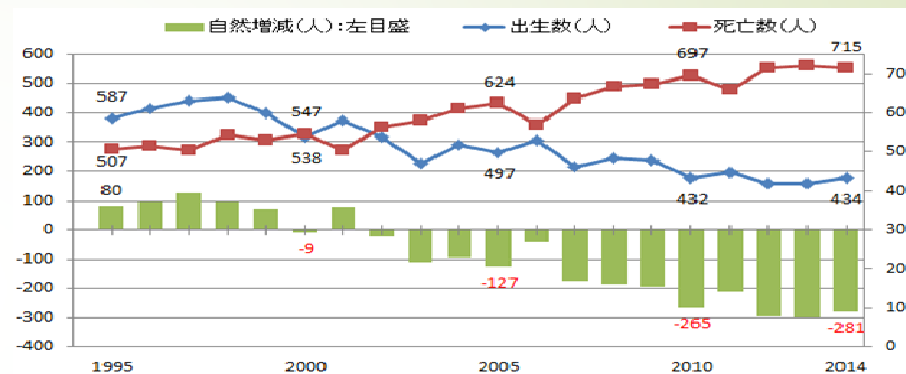
【日本の人口推移】 出展：国立社会保障人口問題研究所

## 橋本市における人口減少・少子高齢化

- 自然動態 (2014年)  
434人-715人=281人 ⇒ 約300人の減
- 社会動態 (2014年)  
1,522人-1,789人=267人 ⇒ 約300人の減  
毎年、約600人の人口が減少している  
⇒ 低成長、購買力の低下

問題は・・・

- 少子化 (2015年)  
0～14歳以下 人口に占める割合 約12%
- 高齢化 (2017年)  
65歳以上人口 約20,000人  
高齢化率 約30%



【自然・社会動態】 出展：橋本創生総合戦略人口ビジョン

## まちづくりのビジョン

人口減少、少子高齢化、右肩下がりの時代における地方都市（橋本市）の将来像とは…

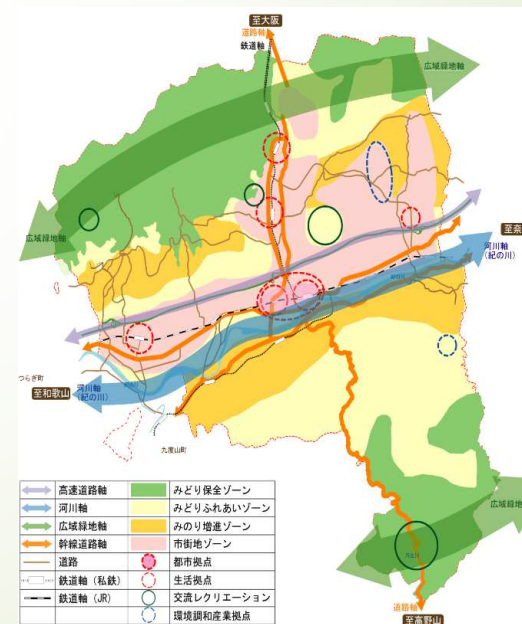
○地域性を重視したまちづくり、地域の特色を活かすまちづくり、など

地域とは、歴史的、文化的な風土を共有できる区域

- ➡ 住み慣れた地域で
- ➡ 子どもから障がい者を含む高齢者まで
- ➡ 地域全体で支えあいながら
- ➡ 安心、安全な生活をおくれるようなまち



### 地域共生社会の実現



## 共生社会を実現していくために（その1）

### 行政組織として

○国の縦割り行政（縦糸）に対して水平連携（横糸）を入れていく（法定受諾事務と自治事務）

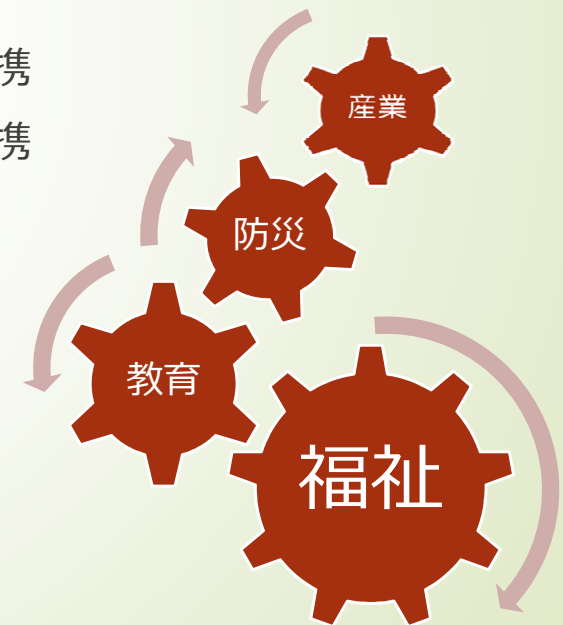
福祉を核とした政策間連携 ⇒⇒⇒

教育・福祉の連携、生活・福祉の連携、農業と福祉の連携  
商業と福祉の連携、建設と福祉の連携、防災と福祉の連携

①サービスレベルの向上（隙間を埋めていく）

②行政事務の効率化

⇒⇒⇒ 目指す姿は小さな役所  
(効率的で安定的な行政サービス)

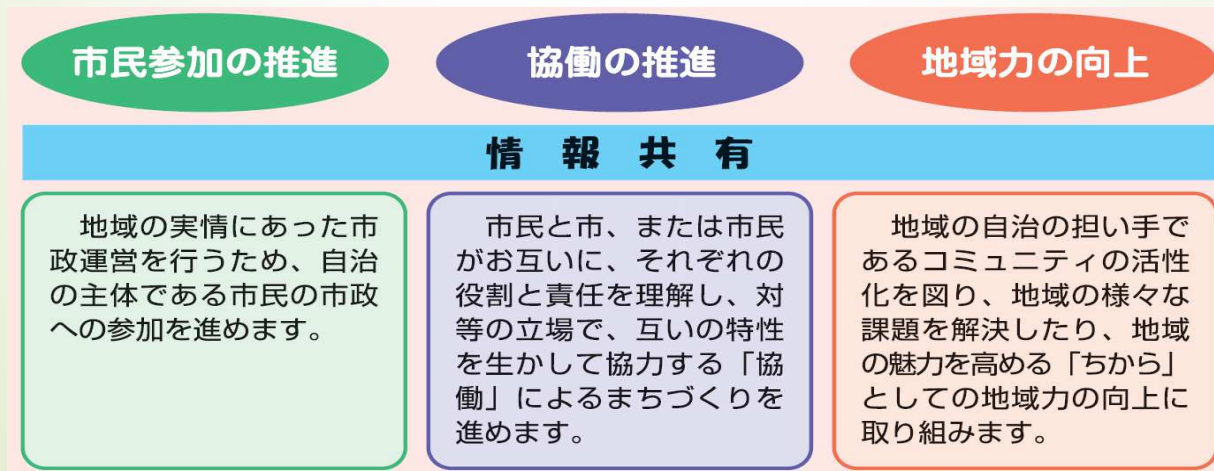


## 共生社会を実現していくために（その2）

- 市民協働として（ここでいう市民とは、個人、団体、NPO、事業者など）  
市民と協働しながら政策を実行していく

- ①行政主導のサービス展開方式は既に限界が来ている
- ②行政サービスの数や量だけで市民の満足度は向上するのか

⇒⇒⇒ まずは、情報の共有から始めていく（距離を縮めていく）



## 協働で取り組むことができる事業（課題）

ここでいう協働とは、市民と市民、市民と行政が連携協力すること

### ▶ 産業の振興と雇用を創出し定住できるまち

賑わいと活力を創出する地域産業づくり  
定住促進につながる雇用の創出と就労環境づくり  
都市ブランドの創造と効果的な魅力発信づくり

### ▶ 安心安全な暮らしを支えるまち

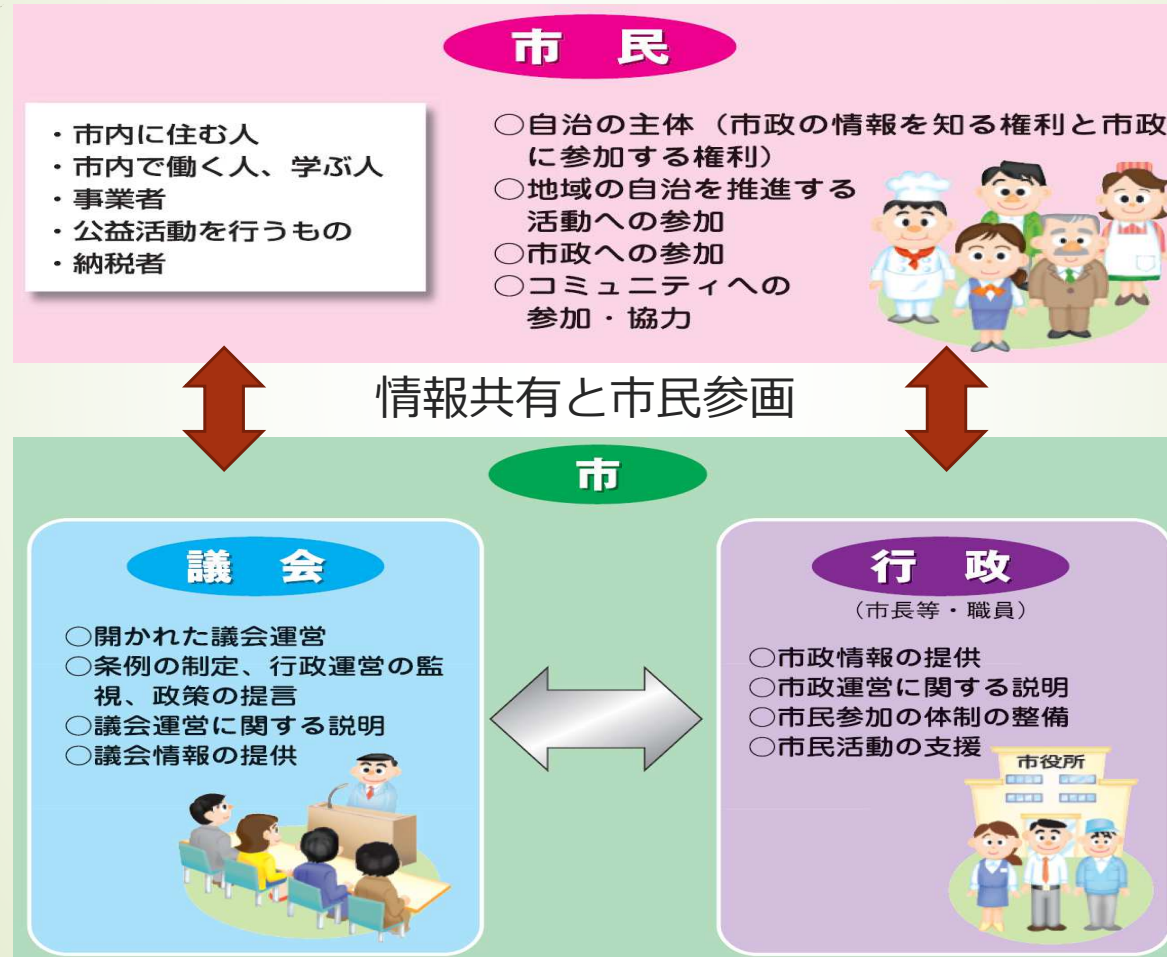
安全・安心な暮らしと、生活の利便性を高める都市基盤づくり  
豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり  
住み慣れた地域で安心して住み続けられる持続可能な仕組みづくり

### ▶ 子どもから高齢者まで共に育むまち

一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり  
妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援とそれを支える地域づくり  
生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり



# 市民、議会、行政が協働で課題解決



出展：茅ヶ崎市自治基本条例（概要版）



# (仮称) 自治基本条例は 「めざすまちの姿」を共有するアイテム



どうして条例が必要なの？

**地** 方分権の進展により国と地方は対等の関係となり、「自分たちのまちのことは、自分たちで決めていく」ことが求められるようになりました。また、少子高齢社会の進行により市民と市が連携、協力してまちづくりを進めていくことが必要となりました。

このようなことから基本的なルールを明確にして、市民と市が共通認識を持ってまちづくりを進める必要があるからです。

# 条例制定はスタートライン

(仮称) 自治基本条例に盛り組むことが想定される事項

- ▶ まちづくりの基本理念
- ▶ 市民、議会及び議員、市長及び職員、それぞれの役割を規定
- ▶ 市政運営の原則
- ▶ 市民の公益活動と支援
- ▶ その他

条例を制定するだけでは何も進まない

⇒⇒⇒ 平成29年度より始動していく

(地域と行政の協働に向けた取り組み)



## 元気なまち 橋本市へ

「住んでよかった」「住みたくなる」を実感できる「元気なまち橋本市」へ

- 地域産業の活性化と雇用の創出、安定感のある就労環境



- 安全で安心（余裕がある）な生活



- 人を育て産業を育て地域を育てる



みんなで創ろう 魅力あるまち



## 平成29年度における市民協働を目的とした 新たな取り組みなどについて

- ▶ 教育と福祉の連携の推進（行政組織の連携と団体等との協働）
- ▶ 子育て世代包括支援センターの開設（行政組織の連携と団体等との協働）
- ▶ 女性電話相談事業（行政課題対応型市民相談員の育成）
- ▶ 共育コミュニティ関係組織の設置と推進（家庭、地域、学校連携）
- ▶ 地域包括ケアシステムの確立に向けた取り組み（協議体の設置）
- ▶ 広域観光ビジネス共同体（DMO）の設立（官民連携による広域観光政策）
- ▶ 前畑秀子朝ドラ誘致活動（民間主導から官民連携へ）
- ▶ （仮称）あやの台北部用地への企業誘致事業（官民が出資する連携事業）

